



特定施設入居者生活介護の利用料

1. 【基本部分】

(円)

要介護度	1日につき	30日	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
要支援1	183	5,490	5,490	10,980	16,470
要支援2	313	9,390	9,390	18,780	28,170
要介護1	542	16,260	16,260	32,520	48,780
要介護2	609	18,270	18,270	36,540	54,810
要介護3	679	20,370	20,370	40,740	61,110
要介護4	744	22,320	22,320	44,640	66,960
要介護5	813	24,390	24,390	48,780	73,170

2. 【加算部分】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	1日につき	算定要件	
退院・退所時連携加算	30円	病院、介護老人保健施設等を退院・退所して特定施設に入居する利用者を受け入れた場合	
看取り加算(Ⅰ)1	72円	死亡日以前31日以上45日以下	①看取りの指針を定め、入居時に利用者等に説明し同意を得る。 ②医師、生活相談員、看護師等で協議の上指針等見直しする。 ③看取り研修実施
看取り加算(Ⅰ)2	144円	死亡日以前4日以上30日以下	
看取り加算(Ⅰ)3	680円	死亡日以前2日または3日	
看取り加算(Ⅰ)4	1,280円	死亡日1日につき	
看取り加算(Ⅱ)1	572円	死亡日以前31日以上45日以下	①を満たす。 ②当該加算算定期間中、夜勤または宿直の看護師を1人以上配置
看取り加算(Ⅱ)2	644円	死亡日以前4日以上30日以下	
看取り加算(Ⅱ)3	1,180円	死亡日以前2日または3日	
看取り加算(Ⅱ)4	1,780円	死亡日1日につき	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円	当該加算の体制・人材を満たし、日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする場合	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円	①(Ⅰ)を満たす ②認知症介護の指導に係る専門的研修を修了している者を1人以上配置し、認知症ケアの指導等を実施 ③介護職員、看護師毎の認知症ケアに関する計画書を作成し計画に従い研修を実施または実施予定	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上、または勤続年数10年以上の介護福祉士の割合が25%以上	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18円	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が60%以上	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円	介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上、または看護・介護職員総数のうち常勤職員の割合が75%以上等	
入居継続支援加算(Ⅰ)	36円	①介護福祉士が常勤換算で、利用者数の数が6またはその端数を増すごとに1人以上 ②入居者のうち口腔内の喀痰吸引等を必要とする者の割合が15%以上	